

テニスコート施設使用料入金業務について

いつもテニスコートをご利用いただきましてありがとうございます。清瀬市では、営利目的での利用や他人の「きよせ公共施設予約カード」を使用する行為は禁止しております。このような不適切な利用を防ぐことを目的に、施設使用料の入金業務について下記のように実施いたします。

みなさんが気持ちよく利用できるよう、適正利用にご協力をお願いします。

【内 容】

施設使用料の入金の際は、使用申請者ご本人の身分証の提示にご協力ください。

【利用時の注意事項】

- ① 営利目的での利用はできません。不特定多数の参加者を募り、「コート代」以上の参加費を集めた利用は、営利とみなします。
- ② 他人の予約カードを使用してコートを予約し、当日申請者本人不在の場合は、不適切な利用とみなします。
- ③ 原則として、利用時は申請者本人が承認書の提示・提出をお願いします。
- ④ 不適切な利用が発覚した個人・団体は、利用を停止する場合があります。

【対象施設】

清瀬内山運動公園・下清戸運動公園・中央公園・
コミュニティプラザひまわりのテニスコート

ルールを守って、楽しく
プレーしよう！



施設の間合せ：下宿地域市民センター 042-493-4033
コミュニティプラザひまわり 042-495-5100
その他の間合せ：清瀬市生涯学習スポーツ課 042-497-1816